

機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(平成31年4月)

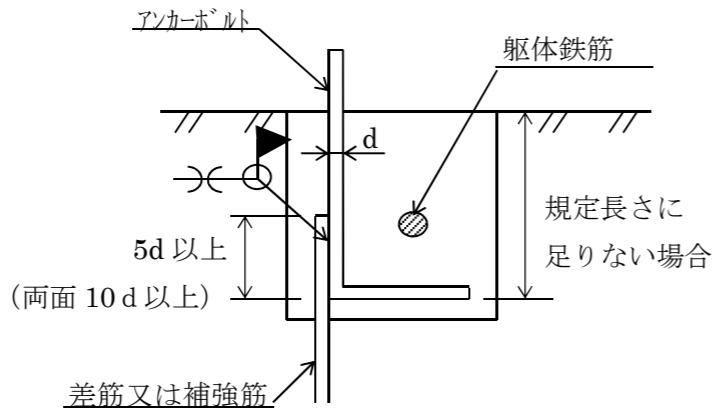
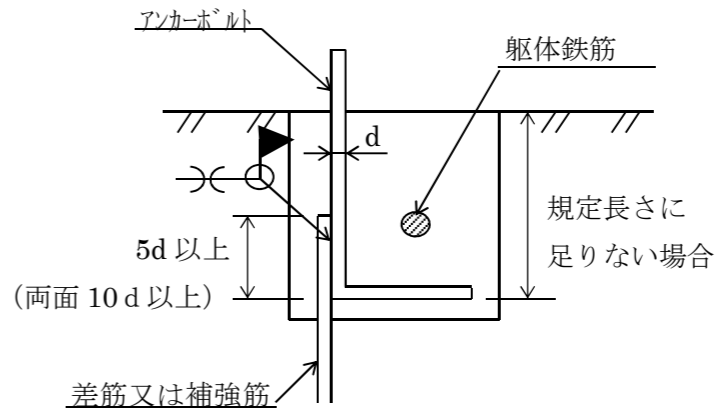
	改訂前	改訂後
P. 1-17	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全指針等の遵守（省略） 2. 支障行為等の防止（省略） 3. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 4. 防災体制（省略） <p>（5～17省略）</p> <p>18. 地下埋設物件等損害時の措置（省略）</p>	<p>1-1-26 工事中の安全確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全指針等の遵守（省略） 2. 支障行為等の防止（省略） 3. 周辺への支障防止 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。 受注者は、既設構造物に資機材や仮設物等を設置する場合は、既設構造物に影響の無いこと、また、資機材や仮設物使用時の安全性が確保されていることを確認しなければならない。 4. 防災体制（省略） <p>（5～17省略）</p> <p>18. 地下埋設物件等損害時の措置（省略）</p>

	改訂前	改訂後
目次	目次	目次
	第1編 共通事項附則	第1編 共通事項附則
	第1節 総則	第1節 総則
	1-附-1 適用 附-1	1-附-1 適用 附-1
	1-附-2 用語の定義 附-1	1-附-2 用語の定義 附-1
	1-附-3 工程表 附-1	1-附-3 工程表 附-1
	1-附-4 建設副産物 附-1	1-附-4 建設副産物 附-1
	1-附-5 監督職員による確認及び立会等 附-3	1-附-5 監督職員による確認及び立会等 附-3
	1-附-6 出来形数量の算出 附-4	1-附-6 出来形数量の算出 附-4
	1-附-7 工場製品確認 附-4	1-附-7 工場製品確認 附-4
	1-附-8 技術検査 附-5	1-附-8 技術検査 附-5
	1-附-9 工事中の安全確保 附-5	1-附-9 工事中の安全確保 附-5
	1-附-10 環境対策 附-7	1-附-10 環境対策 附-7
	1-附-11 準拠すべき主な技術規定 附-8	1-附-11 準拠すべき主な技術規定 附-8
	1-附-12 官公庁等への手続等 附-9	1-附-12 官公庁等への手続等 附-9
	1-附-13 提出書類 附-9	1-附-13 提出書類 附-9
	1-附-14 火災保険等 附-9	1-附-14 火災保険等 附-9
	1-附-15 システム設計管理 附-10	1-附-15 システム設計管理 附-10
	1-附-16 保険の付保及び事故の補償 附-10	1-附-16 保険の付保及び事故の補償 附-10
	1-附-17 暴力団等の排除 附-10	1-附-17 暴力団等の排除 附-10
	1-附-18 個人情報の取扱い 附-11	1-附-18 個人情報の取扱い 附-11
	1-附-19 現場代理人の取扱い 附-13	1-附-19 現場代理人の取扱い 附-13
	1-附-20 調査・試験に対する協力 附-14	1-附-20 配置技術者の取扱い 附-15
	1-附-21 施工体制台帳 附-15	1-附-21 調査・試験に対する協力 附-15
	1-附-22 交通安全管理 附-16	1-附-22 施工体制台帳 附-16
	1-附-23 工事完成図書の納品 附-16	1-附-23 交通安全管理 附-16
	1-附-24 設計図書の変更 附-17	1-附-24 工事完成図書の納品 附-17
	1-附-25 担当技術者 附-17	1-附-25 設計図書の変更 附-17
		1-附-26 担当技術者 附-18
	別表附-1 段階確認一覧表	別表附-1 段階確認一覧表
	附-1-1 段階確認一覧表 (共通) 附-19	附-1-1 段階確認一覧表 (共通) 附-20
	附-1-2 段階確認一覧表 (機器、設備別) 附-20	附-1-2 段階確認一覧表 (機器、設備別) 附-21

	改訂前	改訂後
P 附-13	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略)</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(1) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結後、工場製作のみの期間。 ② 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。 ③ 契約書第 20 条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間。 ④ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。 <p>(2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。 ② 契約金額が 3,500 万円未満の工事。 ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。 上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。 <p>※ 契約金額が 3,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1 日 1 回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。</p> <p>(省略)</p>	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略)</p> <p>2. 常駐義務の緩和措置</p> <p>(1) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、現場代理人の常駐義務の緩和措置を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 契約締結後、工場製作のみの期間。 ② 契約締結後、現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。 ③ 契約書第 20 条の規定を適用し、工事の全部を中止している期間。 ④ 現場が完了し必要書類は全て提出した後、完成検査までの期間。 <p>(2) 受注者は、次の各号に掲げる場合においては、発注者の承諾を得て現場代理人の常駐義務の緩和措置を受けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現場着手後において、工場製作のみを行うこととなった期間。 ② 請負代金額が 3,500 万円未満の工事。 ただし、振動・騒音等の影響が周辺へ懸念される工事や、通行規制等交通管理（歩行者を含む）および沿道の家屋等に対する常時対応が求められる工事等については、緩和措置の適用除外とする。 上記のほか、設計図書において措置の適用除外である旨規定された工事については、緩和措置を受けることができない。 <p>※ 請負代金額が 3,500 万円未満の工事であることのみが緩和理由となっている期間は、1 日 1 回以上当該工事現場に駐在し、業務にあたること。</p> <p>(省略)</p>

	改訂前	改訂後																																														
P 附-14	<p>1-附-19 現場代理人の取扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略)</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内容</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される	<p>1-附-19 現場代理人の取り扱い</p> <p>1. 現場代理人の雇用関係 (省略)</p> <p>4. 現場代理人の雇用確認 現場代理人について当該社員として直接的な雇用関係を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、発注者が直接雇用に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内容</th> <th>根拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table>	確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											
確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考																																											
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																																											
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																																											
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																																											

	改訂前	改訂後																							
P 附-15	<p>(新規)</p> <p><u>1-附-20</u> 調査・試験に対する協力 (省略)</p> <p><u>1-附-21</u> 施工体制台帳 (省略)</p> <p><u>1-附-22</u> 交通安全管理 (省略)</p> <p><u>1-附-23</u> 工事完成図書の納品 (省略)</p> <p><u>1-附-24</u> 設計図書の変更 (省略)</p> <p><u>1-附-25</u> 担当技術者 (省略)</p>	<p>1-附-20 配置技術者の取扱い</p> <p>1. 配置技術者の雇用関係</p> <p>(1) 受注者は、配置技術者について当該社員として入札公告で定める雇用関係を有するものを配置しなければならない。</p> <p>(2) 発注者は、配置技術者が受注者と入札公告で定める雇用関係を有していないことを発見した場合、また、その後に適切な配置技術者を配置できなかった場合は、発注者による契約解除の対象となる場合がある。</p> <p>なお、提出書類の虚偽記載又は契約解除を理由として大阪府建設工事入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。</p> <p>2. 配置技術者の雇用確認</p> <p>配置技術者について当該社員として直接的かつ恒常的な雇用関係（以下、「直接雇用等」という。）を確認する書類は下表によることとする。</p> <p>なお、発注者が直接雇用等に関する証明書類（原本）の提示を求めた場合は、受注者は提示に応じなければならない。</p> <p>雇用関係を確認するための書類</p> <table border="1" data-bbox="1739 921 2792 1289"> <thead> <tr> <th>確認書類</th> <th>内 容</th> <th>根 拠</th> <th>所有者</th> <th>作成者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康保険被保険者証</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td>技術者本人</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる</td> </tr> <tr> <td>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書</td> <td></td> <td>健康保険法</td> <td rowspan="2">建設業者</td> <td>都道府県又は健康保険組合</td> <td>事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される</td> </tr> <tr> <td>住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書</td> <td></td> <td>地方税法</td> <td>市区町村</td> <td>給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他</p> <p>その他ここに定めのない事項は、監理技術者制度運用マニュアル準じる。</p> <p>1-附-21 調査・試験に対する協力 (省略)</p> <p>1-附-22 施工体制台帳 (省略)</p> <p>1-附-23 交通安全管理 (省略)</p> <p>1-附-24 工事完成図書の納品 (省略)</p> <p>1-附-25 設計図書の変更 (省略)</p> <p>1-附-26 担当技術者 (省略)</p>	確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考	健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される	住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される
確認書類	内 容	根 拠	所有者	作成者	備 考																				
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる																				
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される																				
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される																				

	改訂前	改訂後
P 2 - 2 0	<p>② アンカーボルトの植込み長さが規定長さに足りない場合、差筋又は補助筋とのアンカーボルトの溶接は、下図のとおり行うこと。</p>  <p>4) 植込み用アンカー長さは、結着力の加工なき場合は、アンカー径の 30 倍以上の長さを確保しなければならない。</p> <p>5) アンカーボルトは予め植込み前に、ねじ山の欠損、長さの不揃い、歪等の有無を確認しなければならない。</p> <p>6) 基礎ボルトは、原則として差筋又は補強筋に結束又は溶接した状態で監督職員の検査を受け、その後コンクリート又はモルタル硬練りにして十分つき固めて固定する。なお、基礎ボルト穴は、必要以上に大きくしてはならない。</p> <p>7) 基礎ボルトの締付けは、コンクリート又はモルタルの養生期間を十分に見込み、完全に硬化してから行わなければならない。</p> <p>8) 既設部分にコンクリートを打継ぐ場合は、打設面を目粗し清掃し、水湿しのうえ、コンクリートを打込まなければならない。 また、打込みにあたっては、入念に締固めを行わなければならない。</p> <p>9) モルタル仕上げ面に基礎を施工する場合は、全てのモルタルを除去した後に施工しなければならない。</p> <p>10) 重要構造物は、鉄筋コンクリート仕上げ面に設置すること。また、シンダーコンクリートがある場合は、全て除去すること。</p> <p>11) あと施工アンカーを施工する作業者は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者、又はあと施工アンカーについて十分な技能及び経験を有した者で、監督職員が承諾した者とする。</p> <p>12) 接着系及び金属拡張アンカーの施工に当たっては、メーカーの設計指針等を参考にして、正しい施工を行うこと。</p> <p>13) 金属拡張アンカーの施工にあたっては、コンクリート構造物の劣化を考慮して、施工に当たること。(コンクリート、モルタル、コーキング剤で覆う。)</p> <p>(5) 重荷重用機器ライナー施工</p> <p>1) 各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督職員と十分協議し、位置の墨出し後に監督職員の確認を得た後、据付に必要な基準点を監督職員立会のもとに確認しなければならない。</p> <p>2) 機器の据付に当たっては、アンカーボルトの設置数と同数の銅板製ウェッジ及び鋼板ライナーを用いて完全に水平、垂直に芯出し調整を行わなければならない。</p>	<p>② アンカーボルトの植込み長さが規定長さに足りない場合、差筋又は補助筋とのアンカーボルトの溶接は、下図のとおり行うこと。</p>  <p>4) 植込み用アンカー長さは、結着力の加工なき場合は、アンカー径の 30 倍以上の長さを確保しなければならない。</p> <p>5) アンカーボルトは予め植込み前に、ねじ山の欠損、長さの不揃い、歪等の有無を確認しなければならない。</p> <p>6) 基礎ボルトは、原則として差筋又は補強筋に結束又は溶接した状態で監督職員の検査を受け、その後コンクリート又はモルタル硬練りにして十分つき固めて固定する。なお、基礎ボルト穴は、必要以上に大きくしてはならない。</p> <p>7) 基礎ボルトの締付けは、コンクリート又はモルタルの養生期間を十分に見込み、完全に硬化してから行わなければならない。</p> <p>8) 既設部分にコンクリートを打継ぐ場合は、打設面を目粗し清掃し、水湿しのうえ、コンクリートを打込まなければならない。 また、打込みにあたっては、入念に締固めを行わなければならない。</p> <p>9) モルタル仕上げ面に基礎を施工する場合は、全てのモルタルを除去した後に施工しなければならない。</p> <p>10) 重要構造物は、鉄筋コンクリート仕上げ面に設置すること。また、シンダーコンクリートがある場合は、全て除去すること。</p> <p>11) あと施工アンカーを施工する作業者は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者とする。</p> <p>12) 接着系及び金属拡張アンカーの施工に当たっては、メーカーの設計指針等を参考にして、正しい施工を行うこと。</p> <p>13) 金属拡張アンカーの施工にあたっては、コンクリート構造物の劣化を考慮して、施工に当たること。(コンクリート、モルタル、コーキング剤で覆う。)</p> <p>(5) 重荷重用機器ライナー施工</p> <p>1) 各機器の詳細な据付位置の決定に当たっては、事前に監督職員と十分協議し、位置の墨出し後に監督職員の確認を得た後、据付に必要な基準点を監督職員立会のもとに確認しなければならない。</p> <p>2) 機器の据付に当たっては、アンカーボルトの設置数と同数の銅板製ウェッジ及び鋼板ライナーを用いて完全に水平、垂直に芯出し調整を行わなければならない。</p>

	改訂前	改訂後
P 3 - 1 7	<p>(新規)</p> <p>2-1-2 機器の保管 (省略)</p> <p>2-1-3 現場施工 (省略)</p>	<p>2-1-2 仮設機材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、据付けに必要な仮設資材及び機械器具を、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 2. 受注者は、据付に必要な電力、光熱、用水等を、設計書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 3. 受注者は、倉庫、現場事務所、作業員宿舍、通信設備等を、設計図書の定め又は監督職員の支持がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。 4. 受注者は、工事用仮設機器には、機器の名称、容量又は性能、機能、取扱責任者等を記載した銘板を付けておかなければならない。 <p>2-1-3 機器の保管 (省略)</p> <p>2-1-4 現場施工 (省略)</p>